

相去太陽光発電所除草業務委託  
特記仕様書

令和8年度  
岩手県企業局

## 第1条 適用

- 1) 本特記仕様書は、「相去太陽光発電所除草業務委託」に適用する。
- 2) 本特記仕様書に記載のない事項については「土木工事共通仕様書（Ⅰ），（Ⅱ），（Ⅲ）〔令和8年4月1日以降、岩手県県土整備部〕、委託業務等共通仕様書〔令和7年10月1日以降、岩手県県土整備部〕」（以下共通仕様書という。）によるものとする。
- 3) 本特記仕様書、共通仕様書に記載のない事項については発注者の指示による。

## 第2条 目的

本業務は、相去太陽光発電所周辺の環境整備及び維持保全のために必要な除草業務について委託するものである。

## 第3条 提出書類

受注者は、別紙1「提出書類一覧」に示す書類を監督職員に提出しなければならない。

## 第4条 業務場所

本業務を行う場所は、以下のとおりとする。

相去太陽光発電所（岩手県北上市相去町高前檀地内）  
敷地面積 34,962㎡

## 第5条 業務内容

除草内容については下表のとおりとする。なお、原則集草は不要だが、集草が必要な場合は、監督員より別途指示する。

除草内容		面積	時期
相去太陽光 発電所	除草（肩掛け式）	6,300㎡	1回目（7月）
	除草（ハンマーナイフモア）	21,100㎡	1回目（7月）
	除草（肩掛け式）	6,300㎡	2回目（9月）
	除草（ハンマーナイフモア）	21,100㎡	2回目（9月）

※柵外除草範囲：フェンス柵外周部分、隣接道路路肩部

柵内除草範囲：フェンス柵内周部分及び太陽光パネル周辺

- ①側溝周辺での除草等においては、刈草が側溝に落ち流され、流末部を閉塞させないように配慮すること。
- ②作業時期については、監督職員と協議のうえ決定し、遅延のないように実施すること。また、除草作業前には監督職員に連絡し、他の工事や業務に支障のないように調整を図ること。
- ③作業完了時は原則監督職員の立会を受けること。立会箇所は抜粋できるものとし、事前に監督職員と調整すること。
- ④業務報告として業務打合簿に、実施日・開始終了時刻を記載し、監督職員あて提出すること。

また、実施前後の状況が分かる写真を添付すること。

⑤本業務の実施に必要な備品、消耗品等は全て受注者の負担とする。

## 第6条 その他注意事項

受注者は、業務の実施に際して、次の事項に留意すること。

- 1) 発電所の構内及びその周辺には、岩手中部土地改良区が所有する施設（給水栓・配水管等）が設置されているため、それらの施設を無断で使用したり、破損したりすることがないようにすること。もし、破損した場合は、速やかに監督職員に連絡するとともに、受注者の負担で速やかに修復すること。
- 2) 本業務に必要な機器・道具等のうち、発注者より貸与または支給されるもの以外については、受注者が準備すること。また、発注者が貸与または支給するものについては、業務打合せで協議・確認すること。
- 3) 機器付近の除草作業を実施するときは、感電事故等に十分留意すること。
- 4) 各業務に従事する業務員（主任技術者を含む）は、最低2名以上とすること。事故等危険防止のため、1名で従事することは絶対無いようにすること。
- 5) 作業は原則として開庁日に行うこととし、作業日について事前に監督職員と調整すること。
- 6) 本業務において、疑義が生じた場合は、その都度、監督職員と協議すること。

## 提出書類一覧

No.	様式名	部数	提出期限
1	業務委託打合簿	2	必要の都度
2	工程表	1	契約締結後 7日以内
3	主任技術者通知書 主任技術者経歴書	1	契約締結後 7日以内
4	確認・立会願	1	必要の都度
5	業務計画書	1	業務着手前及び 必要の都度
6	業務完了報告書	1	業務を完了したとき
7	事故報告書	1	事故が発生したとき
<p><b>【備考】</b> 提出書類は指定のない限り全て A4 版とする。</p>			